

## 骨寺村荘園景観保全シンポジウム

「骨寺村荘園遺跡」は、中世の農村景観を、今に伝える貴重なものとして高く評価されています。この景観の価値を市民が今後どのように保全し、活用していくべきかを考えます。

◇日時… 2月17日(日) 13:30開会(12:45開場)

◇会場… 一関文化センター中ホール

◇対象… どなたでも参加できます。

◇内容… ▶基調講演①「骨寺村荘園の景観形成過程について」(講師:入間田宣夫東北芸術工科大学芸術学部歴史遺産学学科教授) ▶基調講演②「農山村の未来図～21世紀は農と環境の時代～」(講師:石田三示NPO大山千枚田保存会理事長) ▶パネルディスカッション(パネラー:入間田宣夫さん、石田三示さん、中村英俊県教育委員会事務局生涯学習文化課文化財・世界遺産担当課長、佐藤勲本寺地区地域づくり推進協議会事務局長)

◇その他… 参加無料。事前に申し込みください。

※当日受け付けも可能ですが、資料部数に限りがあります。

◎申込先・問い合わせ先… 本庁農政課農政企画係

☎21-8421

## 国民年金案内板

### 国民年金保険料の納付は口座振替前納がおトク！

国民年金保険料は毎月納付するしくみになっているため、ついつい忘れがちになり、未納期間が発生することがあります。未納期間があると、将来の年金受給額が減額されたり、受給できなくなる場合があります。毎月忘れずに納付するため、便利な口座振替をお勧めします。

口座振替には、「翌月末振替(通常)」と「当月末振替(早割)」があり、早割を利用すれば1カ月あたり50円が割り引きとなります。希望する人は、社会保険事務所もしくは口座をお持ちの金融機関・郵便局の窓口へ申し込みください。

また、1年分や半年分の保険料を口座振替(早割)で前納すると、納付書で前納するよりさらにお得です。ご希望の場合は、2月29日(金)までに社会保険事務所または各金融機関窓口での申し込みが必要となりますので、お急ぎください。

◎問い合わせ先… 一関社会保険事務所 ☎23-4246

## 2月20日(水)は交通事故死ゼロを目指す日

### 【運動の重点】

◇人も、車も、自転車も「止まって確認」の徹底

◇冬道の安全運転「いち、にっ、さん運動(※)」の推進

※1割スピードダウンしよう。2倍の車間距離をとろう。3分早めに出発しよう。

◇すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

◎問い合わせ先… 本庁生活環境課生活保全係

☎21-8342

## 真湯山荘 日帰り送迎バスを利用ください

真湯山荘では、日帰り送迎バスを運行します。ゆっくりのんびり日帰り温泉をお楽しみください。

◇運行期間… 3月21日(金)まで

◇運行日… 毎月第2・3・4週の火曜・水曜・金曜

◇運行コース… ▶火曜日コース:山ノ目駅発(市役所・一ノ関駅・萩荘・巖美方面) ▶水曜日コース:日形小学校前発(花泉支所・金沢・弥栄・滝沢方面) ▶金曜日コース:舞川発(舞川郵便局・J A舞川支店・巖美方面)

※各コースとも9:00発、帰りは真湯山荘15:00発

◇料金… 大人1500円、子ども1000円(昼食付き温泉入浴)

◎問い合わせ先… 真湯山荘 ☎39-2713

## 住民税による住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の特例措置

国から地方への税源移譲により、所得税の税率が変わり、所得税額がこれまでに比べて減少する場合があります。このため、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額を翌年度の住民税(所得割)から控除することができることになりました。

◇対象者… ▶平成11年から18年末までに入居した▶所得税の住宅ローン控除の適用がある▶19年分所得税から控除しきれない住宅ローン控除額がある一のすべてに該当する人  
※19年以降に入居した場合は対象となりません。所得税に新たな控除制度の特例が設けられましたので、税務署に直接問い合わせください。

◇対象年度… 20年度から28年度まで

※毎年申告が必要です。

◇申告について… 適用を受けるには、「市県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」を毎年3月15日(20年は3月17日)までに、その年の1月1日現在にお住まいの市町村へ提出してください。

▷所得税の確定申告をする人… 確定申告書とともに税務署へ提出ください。

▷所得税の確定申告をしない人(給与収入のみの人)… 勤務先から交付される源泉徴収票を添付して市町村へ提出ください。

※住宅借入金残高の記入欄がありますので、申告の際には残高証明書のコピーをお持ちください。

◎問い合わせ先… 本庁税務課市民税係または各支所市民課税務係

### 確定申告は正しくお早めに！

◇所得税の申告… 2月18日(月)～3月17日(月)

◇贈与税の申告… 2月1日(金)～3月17日(月)

◇個人事業者の消費税の申告… 3月31日(月)まで

### 確定申告はe-Taxが便利でお得です！

◇「申告書作成コーナー」から直接カンタン電子申告！

◇電子証明書を添付することで最高5000円の税額控除が受けられます！

◇各種添付書類の記載内容を入力して送信するだけ！

◇還付金が3週間程度で受け取れます！

◎問い合わせ先… 一関税務署電話相談センター ☎23-4205  
e-Taxホームページアドレス<http://www.e-tax.nta.go.jp>